

2025年11月

大臣認定工場 各位

株式会社 日本鉄骨評価センター

品質管理体制の維持に関する定期報告の実施と性能評価の失効について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の性能評価事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大臣認定工場において、管理技術者の変更等、品質管理体制に変更があった場合は30日以内に評価機関に変更届を提出することになっていますが、それを徹底するため、昨年10月に全認定工場宛に所定期日内の変更届提出をお願いしました。

その確認の際、管理技術者等が配置されない空白期間が判明することができましたが、管理技術者等の空白は、大臣認定の前提となる性能評価基準を満たさないため、大臣認定の取り消しにつながる大きな問題です。

このような状況を評価機関が把握できていないことについて国土交通省から改善を求められ、その対処方法についてこれまで協議を重ねてまいりました。

協議の結果、性能評価業務約款（性能評価申請工場と評価機関との契約書に相当するもので、以下約款という。）を改定することにより、認定工場として管理技術者等に空白が生じた場合は、性能評価を失効させることができることとし、その場合、大臣認定が取り消されることとしました。また、空白が生じないよう適切な管理を促すことを目的として、認定工場に対し、管理技術者等の状況を定期的に報告するよう求めるようになりました。

つきましては、下記2点の運用を、2026年4月1日より開始しますのでご対応下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「性能評価の失効」の明文化及びその適用

改定約款において、「性能評価の失効」に該当するケースとして以下を規定し、これに相当する場合は、性能評価の失効の対象となりますので、国土交通省に報告して、協議し、失効に該当する場合は、大臣認定が取り消しとなります。<詳細は別紙1>

- ①品質管理体制が性能評価基準を満たさなくなったとき
- ②虚偽の届出・報告があったとき
- ③届出・報告を怠り、督促に応じないとき
- ④その他、虚偽申請による大臣認定の取得や重大な不正が発覚したとき

2. 品質管理体制（管理技術者等）に関する定期報告の実施

改定約款に基づき報告を求ることとし、所定の様式による1年に1回の定期報告を実施いたします。<詳細は別紙2>

以上

株式会社日本鉄骨評価センター 性能評価業務約款
(2025年10月改定、一部抜粋)

<前半省略>

㊟ 甲：申請者

乙：株式会社日本鉄骨評価センター

(認定工場等 の公表)

第10条 乙は、性能評価書を交付した鉄骨製作工場、及び性能評価書に基き国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場（以下「認定工場」という。）について、次の各号の内容を認定工場名簿として公表する。ただし、甲より公表を希望しない旨の申し出があった場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 鉄骨製作工場名、所在地
- (2) 国土交通大臣認定番号
- (3) 性能評価の有効期限
- (4) 連絡電話番号

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(届け出等)

第12条 認定工場は、次のいずれかに該当するに至った場合、事由発生から30日以内に乙に届け出なければならない。ただし特段の事由がある場合は除く。また、認定工場が乙からこれらに関する報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 認定工場の品質管理体制、社内規格、製造設備、検査機器・設備等性能評価の内容に係わる変更があったとき
- (2) 認定工場が譲渡されたとき
- (3) 認定工場所有会社が合併により消滅したとき
- (4) 認定工場が分離独立したとき
- (5) 認定工場が移転したとき
- (6) 認定工場の事業主が、会社更生法又は民事再生法等の申請の手続きを開始した場合、再建計画（案）を届け出たとき及び再建計画の認可を受けたとき
- (7) 認定工場の事業主が認定工場を廃止又は認定に関する事業を停止したとき

- 2 乙は、第1項第1号、第2号及び第6号の届け出があった場合、評価業務委員会の審議を経て改めて性能評価が必要か否か、文書により認定工場に通知する。
- 3 第1項第3号、第4号及び第5号に該当する場合、当該認定工場が認定に関する事業を継続するためには、改めて性能評価の申請をしなければならない。

(性能評価の失効)

第13条 第1条第5項（※1）及び第7項（※2）で定めた評価有効期限にかかるらず、次のいずれかに該当する場合は、国土交通省と協議の上、性能評価を失効させることができる。

- （1）認定工場の品質管理体制が規程第9条に定める評価基準を満たさなくなったとき
- （2）前条に定める届け出及び報告において、虚偽の記載があったとき
- （3）前条に定める届け出及び報告を怠り、督促しても応じないとき
- （4）認定工場が資格証、雇用確認書類等の改ざん・偽造等による虚偽の申請書類により性能評価を受け大臣認定を取得したとき
- （5）認定工場が、検査結果の改ざん・偽装等、品質管理において重大な不正を行っていたことが発覚したとき

2 乙は、前項の規定により認定工場についての性能評価が失効した場合には、第10条により公表している認定工場名簿から削除するとともに、当該工場についての性能評価が失効した旨を公表することができる。

<以降省略>

（注）※1 性能評価後の評価有効期限（5年間）を定めた規定

※2 天災地変、疫病、その他不可抗力によって、評価有効期限を延長する場合の規定

2025年10月

株式会社 日本鉄骨評価センター

認定工場の品質管理体制等に関する定期報告について

性能評価業務約款の改正により、評価機関は認定工場に対して新たに品質管理体制等に対する「報告」を求めることがとなった。以下では、定期的に行う報告の運用方法を定める。

1. 定期報告の目的

認定工場は、品質管理体制（管理技術者等）に変更があった場合は30日以内に届け出ることが、性能評価業務約款（以下、「約款」という。）に定められている。

しかしながら、これまで、届出の提出期限が守られないことがあり、その理由の一つに、評価基準に定める資格を保有した管理技術者等が一時的に不在（空白）となっている場合がある。この場合は、性能評価基準を満たしておらず、性能評価が有効ではないと判断される。

定期報告は、認定工場に定期的に品質管理体制の報告を求ることにより、品質管理体制の重要性を認識してもらい、変更届の所定期日内の提出と、管理技術者等の空白状態が生じないよう認定工場の適切な管理を促すことを目的としている。

2. 定期報告の概要

(1) 対象工場

日本鉄骨評価センター（以下、「評価センター」）が評価した認定工場を対象とする。

(2) 実施時期

- ・全認定工場を評価時期により4グループに分け、1年に1回報告を求める。
- ・評価日（4/1, 7/1, 10/1, 1/1）の約9カ月後（1月、4月、7月、10月）に実施する。

(3) 報告内容（別紙書式参照）

- ・管理技術者等（品質管理責任者、管理技術者、管理責任者、溶接技能者）の氏名・資格情報等
- ・会社情報（会社名や住所表記、連絡先等）

3. 定期報告の実施手順

- ① 評価センターが認定工場にメールで報告を要請（様式例<登録情報印刷>を参照）。
- ② 認定工場は、管理技術者等の確認結果を、報告書として評価センターにメールで提出する。
 - ・管理技術者等に変更がある場合、変更後の情報を、必要書類を添付して報告する（内容は従来の変更届と同様で、変更届として扱われる）。
 - ・変更が無い場合は、資格更新等の確認の報告をする（変更届としては扱わない）。
- ③ 評価センターは報告書の受領をメールし、評価業務委員会後に、変更届に対する承認通知をメールする。

4. 定期報告に関する運用方法

4.1 報告期限

- ①認定工場が評価センターから報告の要請を受けてから、原則 2 週間以内に報告する。
- ②2 週間以内に報告が無い場合は、評価センターより督促する。
- ③督促後更に 2 週間を超えて報告がない場合は、約款に定める速やかな報告がないことから、国土交通省にその旨を報告する。

4.2 管理技術者等の空白が生じた場合

- ①報告時点の管理技術者等の空白は、前述のように性能評価が有効でないと判断される。評価機関は、国土交通省に報告し、約款に基づき性能評価の失効について協議する。なお、虚偽の報告があった場合や報告の要請に応じない場合も失効の対象となる。
- ②国土交通省との協議の結果、性能評価の失効が決定した工場は、評価センターに評価取下げ申請、及び国土交通大臣に評価センター経由で認定取下げ申請を行う。
- ③評価センターは、ホームページの認定工場名簿から当該工場の記録を削除する。また、内容によっては失効した旨を評価センターのホームページ上で公表することができる。
- ④認定取下げとなった工場は、国土交通省のホームページに掲載されている認定工場名簿に示される。
- ⑤過去の空白が判明した場合は（報告時点では空白でない）、性能評価有効期間の残存の有無にかかわらず、工場は速やかに性能評価の申請を行い、改めて性能評価及び大臣認定を受ける。

5. 定期報告の実施時期

定期報告は、2026 年 4 月 1 日から実施する。

様式例

認定工場に関する報告書

報告日

日本鉄骨評価センター

代表取締役社長 松下 真治 様

大臣認定番号 TFBM-209999

性能評価有効期限 2028/9/30

会社名・代表者名等、品質管理体制の管理技術者等（品質管理責任者、管理技術者、管理責任者、溶接技能者）の
状況について、性能評価業務約款第12条の規定により報告します。

	(現)	(新)	変更月日
申請者住所	千葉県YYYYYXXAAAA-19		
会社名	鉄骨工業株式会社		
代表者役職	代表取締役		
代表者氏名	鉄骨 太郎		
認定工場名	鉄骨工業株式会社 千葉工場		
工場所在地	千葉県YYYYYXXBBBB-9758		
連絡担当者所属・役職	製造部 部長		
連絡担当者	製作 次郎		
連絡先E-mail	j.seizou@xxxx.tnc.ne.jp		
その他担当E-mail			

管理技術者等変更内容及び変更事由

<変更がある場合のみ、右欄、下段の（新）の欄に記入>

管理技術者等の種類	区分	氏名	生年月日	資格名称 または講習名称	認定番号 または講習番号	初回取得年月日	有効期限	変更事由	変更事由 発生日	確認
品質管理責任者	現	鉄骨 太郎	1962/6/27	品質管理責任者講習	K01999	2025/2/21	—	—	—	
	新						—			
①製作管理技術者	現	製作 次郎	1969/12/2	鉄骨製作管理技術者 1級	第15899号	2017/4/1	2027/3/31	—	—	
	新									
②溶接管理技術者	現	管理 昭夫	1972/4/13	溶接管理技術者 2級	第2S33999	2000/3/1	2028/2/28	—	—	
	新									
③製品検査管理 技術者	現	品管 信夫	1980/11/16	建築鉄骨製品検査技術者	PS-18999	2020/4/1	2030/3/31	—	—	
	新									
④超音波検査管理 技術者	現	品管 信夫	1980/11/16	建築鉄骨超音波検査技術者	US-06999	2020/4/1	2030/3/31	—	—	
	新									
⑤溶接技能者	現	図面 あけみ	1991/10/21	鉄骨製作管理技術者 1級	第17999号	2019/4/1	2029/3/31	—	—	
	新									
⑥外注管理責任者	現	溶接 亨	1972/11/14	SA-3F,3H	SD1902999	2023/4/1	2026/3/31	—	—	
	新									
⑦材料管理責任者	現	製作 次郎	1969/12/2	—	—	—	—	—	—	
	新									
⑧品質管理者	現			—	—	—	—	—	—	
	新			—	—	—	—			

変更事由の欄には下記の番号を記入し、変更日の欄には（現）の変更事由が発生した日を記入してください。

(現の欄) 1: 事業所内異動、2: 他事業所へ異動、3: 他事業所から異動、4: 退職、5: 新規雇用、6: 死亡、7: 資格喪失

(新の欄) 1: 事業所内異動、2: 他事業所へ異動、3: 他事業所から異動、4: 退職、5: 新規雇用、6: 死亡、7: 資格喪失

【添付書類】

- 会社名、代表者、住所等の変更があった場合は、登記簿謄本の写し
- 変更後の管理技術者等の資格証（写し）
- 新任の管理技術者等の場合は、雇用保険資格取得等確認通知書
あるいは、①事業所名が記載された健康保険証、②事業所別被保険者台帳照会
- 品質管理責任者の場合は、品質管理責任者に関する報告書、および組織図

評価機関記入（該当○）	コメント
管理技術者等変更	
資格更新	
代表者変更	
その他変更	
変更なし	